

健康福祉委員会
令和5年9月19・20日
健康政策部 資料38番
所管 生活衛生課

第72号議案 大田区興行場に関する条例の一部を改正する条例

1 対象とする条例

大田区興行場に関する条例

2 改正の背景及び理由

興行場法の改正に伴い、興行場営業の譲渡により営業者の地位を承継した者の届出について規定するため、条例を改正する。

3 改正の内容

新旧対照表（別紙）のとおり

4 施行日

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

資料 38 番 別紙

大田区興行場に関する条例（昭和 59 年条例第 36 号）新旧対照表

新	旧
○大田区興行場に関する条例	○大田区興行場に関する条例
昭和 59 年 9 月 21 日	昭和 59 年 9 月 21 日
条例第 36 号	条例第 36 号
第 1 条及び第 2 条 （略）	第 1 条及び第 2 条 （略）
（営業許可等）	（営業許可等）
第 3 条 法第 2 条第 1 項の規定により、業として興行場を営もうとする者は、規則で定める事項を記載した申請書を提出し、区長の許可を受けなければならない。	第 3 条 法第 2 条第 1 項の規定により、業として興行場を営もうとする者は、規則で定める事項を記載した申請書を提出し、区長の許可を受けなければならない。
2 区長は、前項の許可をするに当たっては、公衆衛生上必要な条件を付することができる。	2 区長は、前項の許可をするに当たっては、公衆衛生上必要な条件を付することができる。
3 法第 2 条の 2 第 1 項の規定に基づき、 <u>当該興行場営業を譲り受け、又は相続、合併若しくは分割</u> により営業者の地位を承継した者は、遅滞なく、規則で定める事項を区長に届け出なければならない。	3 法第 2 条の 2 第 1 項の規定に基づき、 <u>相続、合併又は分割</u> により営業者の地位を承継した者は、遅滞なく、規則で定める事項を区長に届け出なければならない。
4 営業者は、第 1 項の規定による申請書に記載した事項若しくは前項の届出事項を変更したとき、又は興行場の営業を停止し、若しくは廃止したときは、速やかに区長に届け出なければならない。	4 営業者は、第 1 項の規定による申請書に記載した事項若しくは前項の届出事項を変更したとき、又は興行場の営業を停止し、若しくは廃止したときは、速やかに区長に届け出なければならない。
第 4 条から第 15 条まで （略）	第 4 条から第 15 条まで （略）
<u>付 則</u>	
<u>この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 52 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。</u>	